

日本獣医師会雑誌 通巻 900 号 発刊記念連載特別企画

—各分野で活躍する獣医師のさらなる飛躍に向けて (Ⅲ)—

小 動 物 臨 床 の 課 題 と 取 組 み

大林清幸[†] (公社)日本獣医師会理事)

1 はじめに

令和2年1月15日に日本国内で初めて新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認された。全世界で猛威を振った同感染症は、令和3年9月までに累計で国内では165万人以上が、全世界では2億1千万人以上が罹患したとされている。わが国ではこれまで4回にわたり緊急事態宣言が発出されたが、同感染症は収束に至っておらず、テレワーク、ステイホーム、オンラインによる会議等々新しい生活様式への移行を余儀なくされている。

動物と人の関係は、その時代や地域によってもさまざまだった。ペットとして親しまれてきた動物たちは、近年の社会環境の変化や核家族化、少子高齢化などの影響により、人との距離がより緊密になり、コンパニオンアニマル、共に暮らす仲間、家族、伴侶動物と呼ばれるようになり、人と動物の絆はより深くなり、動物は家族の一員、社会の一員とみなされるようになった。

ペットブームを下支えとして右肩上がりの発展を遂げてきたわが国の小動物医療業界であるが、近年は高齢化社会を背景とした諸問題がさまざまな影響を及ぼしている。

高齢化社会が進むにつれ、ペットの飼育頭数が激減している。犬猫飼育頭数は2008年の2,399万頭をピークに2020年には1,813万頭に減少し、12年間でおよそ586万頭24.4%減少したことになり今後もこの傾向は続くものと考えられている。一方動物病院数は、飼育頭数がピークを迎えた2008年では10,027施設、2020年には12,247施設と22%増加した。また、小動物診療施設の約64%は1人獣医師である一方で、個人経営から法人経営へ移行する傾向がみられている。

小動物診療に従事する獣医師数は、近年、一貫して増

加し、40歳代以下の小動物診療獣医師の半数近くは女性獣医師であり、現在の獣医学生数及び就職状況に鑑みれば、小動物診療獣医師数及び女性獣医師の割合は今後もさらに増加するものと思われる。小動物診療獣医師は、人口を反映し、関東、関西、中京等大都市圏に集中し、1世帯当たりの年間動物病院代は、現在は増加傾向にあり、小動物診療施設の年間売上高合計、病院平均売上げ、犬猫1頭当たり売上げは、いずれも増加傾向にあるが、近い将来、動物病院の市場規模は縮小することが懸念されている。

2 高度な獣医療の提供に対する社会的ニーズの高まり

犬、猫等の家庭で飼育する小動物については、国民の動物愛護に対する意識の向上等に伴い、国民生活におけるその位置付けは益々向上している。近年では小動物と飼育者との精神的な結びつきが注目され、小動物の飼育が子どもや高齢者の健康等に効果があるとされ、小動物臨床獣医師は、これら小動物の健康管理を通じて、広く社会に貢献しているといえる。このような中で、飼育者の求める獣医療の内容は複雑化・多様化しているが、動物福祉や人獣共通感染症対策の観点から、その適切な飼育と飼育責任についても飼育者自身の意識を高める必要がある。このような飼育者や社会のニーズに応じるため、良質かつ適切な獣医療技術の提供とともに、動物に対する総合的な保健衛生指導及び適切な飼育の推進に関する普及・啓発や、小動物分野を中心とする、最先端医療技術や高度な医療機器を使用した最新の診断・治療・予防技術の獣医療現場への導入が求められている。特に、小動物分野では、獣医師による高度かつ多様な診療技術のみならず、飼育者に十分なインフォームドコンセントを得ながら診療を進める等、飼育者の意向も総合的に勘案した獣医療の提供が求められており、このためには、獣医師と、愛玩動物看護師を含めた動物の看護に従

[†] 連絡責任者：大林清幸 (折尾動物病院)

〒807-0803 北九州市八幡西区千代ヶ崎1-15-9

☎093-601-0977 FAX 093-601-0088

E-mail: obe-san@s4.dion.ne.jp

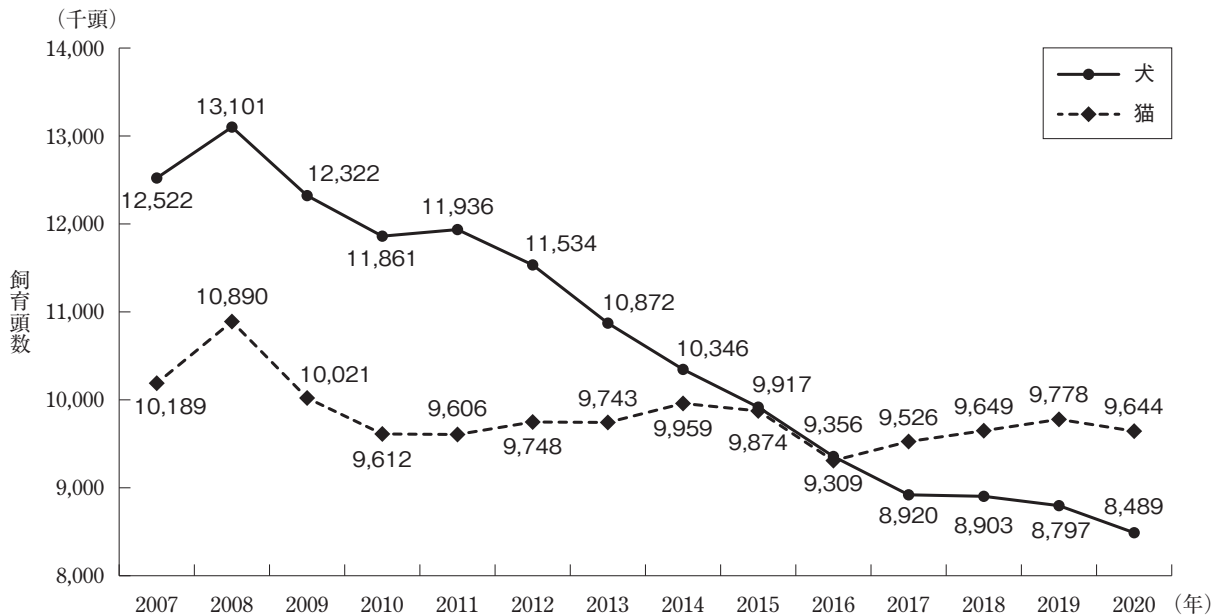


図1 犬猫の飼育頭数

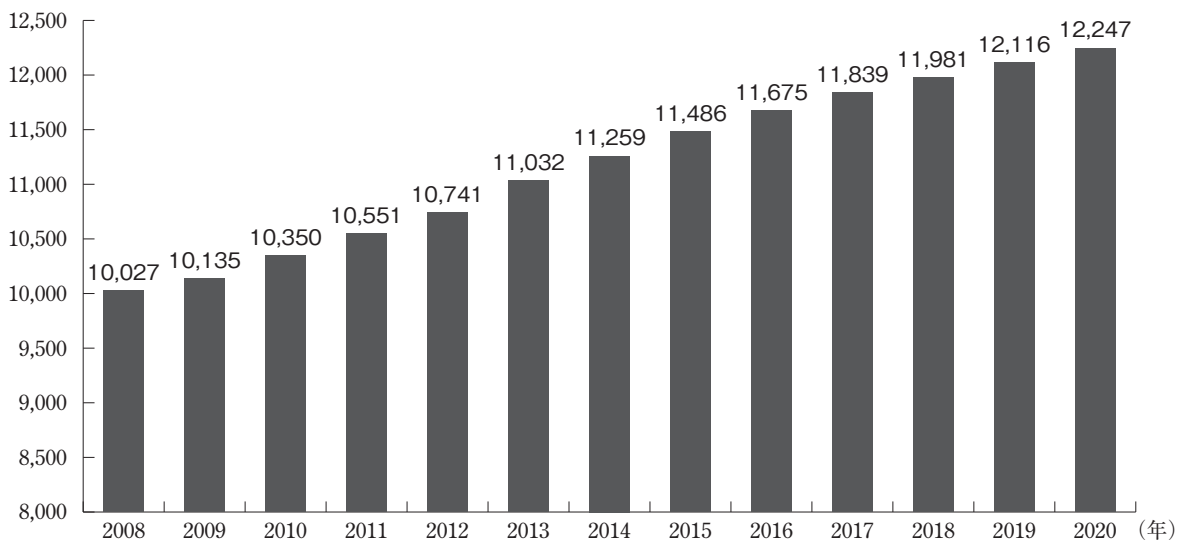


図2 動物病院数の推移

事する者との連携によるいわゆるチーム獣医療の提供の必要性が高まってきている。

3 チーム獣医療提供体制の充実

愛玩動物看護師法の成立により、小動物診療において獣医師の担う業務と愛玩動物看護師の担う業務の明確化を踏まえた適切な役割分担と連携を通じたいわゆるチーム獣医療提供体制の充実が期待されることから、体制の確立に向けて獣医師と愛玩動物看護師の連携の強化を図る必要がある。

チーム獣医療の提供体制の整備を図るため、動物看護職の技能・知識を高水準化するための取組みが進められ、統一資格化が図られた。この取組みを踏まえ、令和元年6月に愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号）

が制定され、愛玩動物看護師が国家資格化された。引き続き、消費者や飼育者からの期待に応えるため、国民生活における獣医療の適切な確保と質の向上を推進し、獣医師がその専門的知識や技術を發揮して職務責任を果たしていくことが重要であり、このための小動物獣医療に携わる関係者のより一層の努力が必要である。

今後、愛玩動物看護師法が適切に運用されるよう、獣医師会や愛玩動物看護師の組織する団体等が中心となり、いわゆるチーム獣医療の提供体制に関する環境の整備を推進する必要がある。また、愛玩動物看護師が獣医師の指示の下に行う診療の補助が適切に行われるよう、法令の規定及び必要となる留意点について、獣医師会や愛玩動物看護師の組織する団体等が中心となり、周知を図ることが求められている。愛玩動物看護師の役割につ

いては、獣医療関係者のみならず、飼育動物の飼育者に対し、理解の醸成を図る環境の整備を推進する必要がある。

愛玩動物看護師が国家資格者としてチーム獣医療に貢献するためには、小動物診療現場において愛玩動物看護師が積極的に雇用され、その知識や技術を十分に発揮できる環境の整備が必要である。そのためには、小動物診療獣医師による制度への理解を深めるとともに、愛玩動物看護師養成機関等における職業倫理を含む教育の整備充実、既卒従事者に対する卒後継続教育の整備充実等が必要である。さらに、小動物診療獣医師に対し、国家資格者としての愛玩動物看護師の積極的な雇用を促したい。本会としては、主に国家資格未取得者が勤務する小規模診療施設等における安定的な診療提供体制の維持のため、一般財団法人動物看護師統一認定機構、一般社団法人日本動物看護職協会等の関係団体と連携し、法の施行後5年を期限として実施される移行措置による愛玩動物看護師国家試験の受験資格に関する情報の提供に努め、現職にある動物看護職の国家資格取得を促し、法の施行にあたり診療業務に混乱・支障をきたすことのないよう、国家資格未取得者が行うことができる業務は、現行獣医師法の下で動物看護職に許されている業務と同様の一般業務であることを確認するとともに、その広報に努め、法令を遵守した獣医療提供を呼びかけることが必要とされる。

小動物診療施設において国家資格を持つ愛玩動物看護師が診療に関与することにより、愛玩動物看護師による一部診療行為の実施が可能となることによる診療の効率化と、愛玩動物看護師の専門的な知識・技術を活かした飼育者とのコミュニケーション、診療現場における獣医師と愛玩動物看護師、その他のスタッフの役割分担を明確化することによるチーム獣医療の実現により、動物病院がよりよい診療を提供できるようになることが期待される。

4 高度かつ多様な診療技術の提供

小動物分野の獣医療においては、飼育者から、良質かつ適切な獣医療技術の提供とともに、より高度かつ広範な診療技術の提供、丁寧かつ確かな診療内容の説明及び保健衛生指導が求められており、国民生活において小動物は家族の一員となっている状況等を背景として、この傾向が今後とも継続するものと考えられる。したがって、小動物分野においては、飼育者のニーズに適切に対応した獣医療を提供し得るよう、診療技術の修得体制及び保健衛生指導の充実・促進が求められている。また、日本獣医師会が中心となって進める認定・専門獣医師制度による診療施設の専門化と機能分担に関する合意形成の促進を図るとともに、専門性を持った獣医師の能力に関する情報が飼育者に正しく提供され、飼育者が期待する診療を的確に受診できる環境の整備を推進することが求められている。

5 認定・専門獣医師制度の構築

獣医療広告規制の現状について、人の医療においては、すでに医療法における広告規制が大幅に緩和されるとともに、専門医制度が構築され、患者等が求める医療情報が広範に提供されている。一方、獣医療においては広告規制の緩和が検討されているものの、専門医制度は確立されていない。診療技術の高度化・多様化に対応した専門診療の提供、1次診療と2次診療が連携したより良い獣医療の提供、獣医師の専門分野に関する客観的な情報の提供、獣医師卒後臨床研修の整備充実等の観点から、獣医療における認定・専門獣医師制度の構築が必要である。関係学会等がそれぞれ独自に「専門医」や「認定医」を認定しており、統一的な仕組みの構築がなされてこなかったことから、獣医療法に基づく広告が極めて限定的であり、飼い主等が求める獣医師の専門性等の情報が提供されない状況にあるため、日本獣医師会が中心となり、専門分野別研修プログラムの認定、認定・専門獣医師の認定等を行う制度を構築し、飼い主等が期待する高度かつ専門的な獣医療の提供体制の充実を図ることが求められてきた。このため、日本獣医師会では、特別委員会として総合獣医療・専門獣医療提供体制整備検討委員会を設置して検討を重ねた結果、令和3年9月10日に日本獣医師会内に「認定・専門獣医師協議会」が設置され、具体的な検討が進められている。

6 かかりつけ動物病院の重要性

高度かつ多様な診療技術を提供するため、1次診療施設と2次診療施設の連携による地域獣医療のネットワーク体制の整備推進が求められている。ホームドクター、いわゆる「かかりつけ動物病院」としての1次診療施設と、2次診療施設としての大学病院や大規模専門病院、夜間救急診療施設の連携により、飼育者へのよりよい獣医療の提供が実現できる。近年の小動物診療施設の過剰及び市場規模の縮小は、獣医師1名の個人開業施設と多数の獣医師が従事する法人経営の大病院への二極化を加速させている。身近な存在として総合的な獣医療を提供する「かかりつけ動物病院」としての「1次診療施設」と、専門的な獣医療を提供する「2次診療施設」の連携・協力体制を構築する取組みが必要である。今後の高齢化社会の進展を考えると、インフォームドコンセントを徹底し、飼育者が獣医療の内容やその費用について理解した上で安心して獣医療を受けられるよう、獣医師の養成と獣医療技術に関する研修体制の体系的な整備が必要である。獣医師が、実践的な診療技術の修得や飼育者とのコミュニケーション能力の向上、獣医療に関する法令に対する理解の醸成等を図る機会を確保するとともに高度な診療機器を使用した診療技術や最新の効率的な診断・治療技術の修得を図る機会を確保することが必要で

ある。また、獣医系大学の学生に対しても、小動物診療獣医師の社会的役割に関する意識を醸成したり、小動物分野における必要な能力や技能の理解を深めたりするため、小動物の診療業務に関する実践を深める機会の確保を図ることが大切である。産業動物診療分野においては農林水産省の補助事業として実施されているこれらの取組みについて、小動物診療分野においても実現できるよう国等関係機関への働きかけを行う必要がある。

一方、令和5年2月頃には第1回愛玩動物看護師国家試験の実施が予定されており、以降、その合格者である愛玩動物看護師が動物診療の現場で業務を開始することになる。高齢者が飼育する動物に対する獣医療提供に、獣医師の指示のもと愛玩動物看護師が訪問サービスにあたることにより高齢者の生活を支援するほか、遠隔診療の活用による在宅獣医療の提供など、地域のかかりつけ動物病院は地域獣医療提供の中心的存在としての役割が高まることが予想されており、動物病院側から見れば、こうした診療の幅の広がりや経営の多様化・安定化につながることを期待できる。さらに、新型コロナウイルス感染症対策における動物病院と自治体、関係機関等との連携推進や、さらに連携を進展させ、災害時の獣医療提供をも含む包括的な取組みとして、かかりつけ動物病院を中心とした地域における動物との共生社会の発展を目指すべきである。

7 女性獣医師の就業環境の整備

近年では、新規獣医師のうち約半数が女性であり、女性獣医師が増加していることや働き方改革に対応する必要があることも踏まえ、小動物診療においても、雇用者は、獣医師の過重労働を回避するよう努めるとともに、男女ともに産休・育休が取得しやすく、長期にわたり育休等を取得した女性が復職しやすい環境の整備を推進することが求められる。

8 おわりに

小動物診療分野は昭和の高度成長期のペットブームに

乗り飛躍的な発展を遂げた。しかし現在では超高齢化社会と動物飼育頭数の減少、動物病院の乱立等が問題となり、今後は動物病院の存続が危ぶまれる状況になるおそれがある。動物の飼育頭数の減少についてはさまざまな要因があるとされているが、一面としては衝動的な飼育が減少し、成熟期に至っているのではないかと考えられる見方もあり、本当に動物が好きで、動物との生活を楽しもうとする人たちが動物を飼育する時代になったのではないかとも思われる。しかしながら、動物を飼いたくても住環境、獣医療費等の金銭的な問題等を考えたときに、飼うことをためらう人が増え続ける懸念もあることから、社会全体として、動物を飼いやすい「人と動物が幸せに暮らせる社会」を目指し、その仕組みを動物関連業界全体で考えていかなければならない。少子高齢化社会における動物病院の果たす役割は、ライフスタイルの提案、高齢動物の飼育支援、高齢者の動物飼育支援、地域に根ざした動物医療、地域住民が安心して暮らせるコミュニティの再構築への協力、地域包括ケアによる動物介在活動、子どもに対する情操教育への寄与など多岐にわたることが考えられ、地域や動物病院の実情に合わせ具体的な方策を考えつつ、小動物臨床獣医師は真摯に対応する必要がある。

動物愛護管理法改正によるマイクロチップ装着・登録の義務化への対応、愛玩動物看護師の国家資格化、オンラインを用いた遠隔診療への対応、電子処方箋の実用化、インターネットを用いた通信販売やデータの利活用への対応、EBVM (Evidence Based Veterinary Medicine) に基づく診療スタンダードの確立と診療ガイドラインの整備等、小動物診療に求められるものは多様化し、飼育頭数の減少をはじめ、小動物診療を取り巻く環境は絶えず変化している中、われわれ小動物診療獣医師に求められる役割も大きくなっている。今後の小動物診療においては常に「変化」を見据えて検討するとともに、社会の求めに応じて「変化」を受け入れることが発展につながることをしっかりと心にとどめつつ、今後も対応を進めたい。